

義務教育の給与等に関する国の財源措置の変遷と総額裁量制とは

義務教育費国庫負担制度は、どのような経緯で
今のような形になっているのでしょうか？

野川 孝三（教育総研特別研究員）

国の給与等に関する財源措置の変遷

1896 年	<p>教員年功加俸国庫補助法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の俸給の一部を国庫補助とした。
1918 年	<p>市町村義務教育費国庫負担法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として、教員の俸給の一部を国が負担することとした。
1940 年	<p>旧義務教育費国庫負担法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与負担が市町村負担から道府県負担へ変更された。 ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から、実支出額の 1 / 2 国庫負担制となった。 ・対象は教員の給料、諸手当、退職手当。
<p>大正時代に、三重県の度会郡七保村(現大紀町)の村長が、義務教育国庫負担制度の確立に奔走し、全国の町村長に働きかけを行った。この運動を中心課題に、現在の全国町村会が結成され、1940 年の旧義務教育費国庫負担法の成立につながった。</p>	
1943 年	<ul style="list-style-type: none"> ・対象に旅費が加わった。
1950 年度～ 1952 年度	<p>地方財政平衡交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャープ勧告によりこの交付金制度が創設され、義務教育費国庫負担金が廃止、交付金に吸収された。
1953 年度	<p>現在の義務教育国庫負担法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の給与費等（給料、諸手当、退職手当及び旅費）の実支出額の 1 / 2 国庫負担となった。 ・対象に教材費が加わった。 ・事務職員が対象となった。
1956 年度～ 1972 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・この間に、対象として、恩給費、共済費、公務災害補償基金負担金、児童手当が加わった。
1974 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校栄養職員が対象となった。
1985 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費と教材費が国庫負担から除外され、一般財源化された。 →一般財源化されると、各自治体の裁量で使い道を決定することが可能となる。

1989年度	・恩給費が国庫負担から除外され、一般財源化された。
2001年度	・再任用教職員及び非常勤講師が、標準定数の範囲で国庫負担対象化となった。
2003年度	・共済費と公務災害補償基金負担金が国庫負担から除外され一般財源化された。
2004年度	・退職手当と児童手当が国庫負担から除外され一般財源化された。 →これにより、国庫負担の対象は給料と諸手当のみとなった。 ・総額裁量制（※1）が導入された。
2005年度	・05年度限りの暫定措置として、4,250億円が減額された。 ・栄養教諭が新たに国庫負担対象化となった。
2006年度	・国庫負担割合が、1/2から1/3へ変更された。（※2） ・公立養護学校整備特別措置法が廃止され、義務と養護の国庫負担金が一元化された。
2003～06年度までの制度改正は、小泉政権時の いわゆる「三位一体改革」の一環であった。	
2008年度	・副校長、主幹教諭、指導教諭が新たに国庫負担対象化となった。
2017年度	・政令指定都市立学校の県費負担教職員の給与負担が、政令指定都市へ移譲される とともに、政令指定都市が国庫負担金の交付対象化となった。

※1 総額裁量制とは

国が定めた基準に従い算定された教職員給与費の総額の範囲内で、各都道府県・政令指定都市が地域や学校の実情を踏まえた特色ある教育が展開できるよう、以下の様に給与額や教職員配置について基本的に自由に決定することができる制度である。国は、義務教育費国庫負担金でその総額の1/3を負担する。

- ・給料、諸手当の費目毎の限度額がなく総額の中で自由に使用する。
- ・給与水準を下げた分を教職員の増員に活用する。

なお、総額裁量制によって、義務標準法は改正しておらず、義務標準法に規定している各職種の定数を減じることは許されていない。また、文科省は総額裁量制について、人材確保法及び職務と責任の特殊性に基づく教員給与の確保を前提とするとしている。

※2 国庫負担金の残りの3分2は地方交付税措置

義務教育費国庫負担金の残りの地方公共団体が負担すべきである3分の2の部分は、地方財政法の規定により、「地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする」となっており、地方交付税で措置されている。なお、高校の教職員の国からの給与財源は全て地方交付税である。